

第2章 全体構想

この章は、「富谷市都市計画マスタープラン」の全体構想を記載したものです。全体構想は市全体のまちづくりの基本的な方針を示すものです。

1 基本構想

(1) 都市の将来像・まちづくりの方針

本市では、「富谷市総合計画」において「住みたくなるまち日本一～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～」をまちづくりの将来像として定め、この実現に向けた取組みを進めています。「富谷市都市計画マスタープラン」及び「富谷市立地適正化計画」では、総合計画におけるまちづくりの将来像や本市を取り巻く都市の状況を踏まえ、本市の都市の将来像・まちづくりの方針を以下の通り定めます。

<都市の将来像・まちづくりの方針>

未来へつながる田園都市

～都市と自然が調和するまちづくり～

本市は豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人々が豊かに暮らせる、田園都市構造を形成してきました。これからは「住みたくなるまち日本一」の実現に向け、このような田園都市構造をさらに発展させ、市街地の魅力向上と集落環境の充実を図りながら、市街地と集落間での人・モノ・情報・経済を交流・循環させることで、富谷市における暮らしの魅力を総合的に高め未来にわたって人々を惹きつける持続可能な田園都市を目指します。



富谷市総合計画 基本構想

将来像

住みたくなるまち日本一

～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～

4つの基本方針の推進で目指す将来像を実現していきます

基本方針

基本方針-1
暮らしを自慢できるまち!

基本方針-2
教育と子育て環境を誇るまち!

基本方針-3
元気と温かい心で支えるまち!

基本方針-4
市民の思いを協働でつくるまち!

基本理念

6つの基本理念から4つのまちづくり基本方針を推進していきます

優れた住環境をはじめ、宿場町の歴史と伝統や特産品、緑豊かな環境、そして富谷らしい温かな心をみんなで誇ります

伝統文化や豊かな自然はもとより、高齢者や障がい者、自慢の子どもたちを守るとともに、市民みんなの権利を守ります

豊富な人材や誇れる豊かな自然、歴史や特産等独自の地域資源、そして市民の声をまちづくりに積極的に活かします



富谷の新たな魅力づくりや希望あふれる将来に向けて、市民も企業も行政も、垣根を越えて一丸となって動きます

心身ともに健全な、たくましく生きる子どもたちを育むとともに、市民がともに助け合い、支えあう福祉の精神を育みます

富谷らしい温かい心で、市民も企業も行政も、協働によってつながるとともに、健全な財政運営を次世代へとつなぎます

資料：富谷市総合計画後期基本計画

(2) 基本目標

都市の将来像・まちづくりの方針で掲げた「未来へつながる田園都市 ～都市と自然が調和するまちづくり～」の実現に向けて必要なまちづくりの方向性を示すため、以下の7つの基本目標を設定します。

1) 田園都市構造を活かした都市づくり

本市では、豊かな自然との調和に配慮しながら市街地の整備を進め、多くの人々が豊かに暮らせる田園都市構造を形成してきました。人と自然が身近な関係にあることは、心身の健康や豊かな暮らしにとって大切な要素です。市民がこれからも健康で豊かな暮らしを送ることができるよう、人と自然が調和した現在の田園都市構造や環境を活かした都市づくりを進めていきます。

2) 高齢になっても暮らしやすい都市づくり

本市の人口は、これまで増加傾向を続けてきましたが、今後は、少子高齢化が進行すると予想されています。高齢になると医療機関の受診や買い物の移動など、日常生活を営む上で様々な支障が生じやすくなります。本市では、今後の少子高齢化社会の進行を見据え、高次都市機能が集積した都市拠点の形成や公共交通の強化など高齢になっても日常生活が快適に送れる暮らしやすい市街地の環境づくりに取り組んでいきます。

3) 環境に配慮した都市づくり

本市では、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を令和3年に宣言しました。温室効果ガスの排出量を抑制するためには、都市政策においてもこれに取り組むことが重要であり、自然と調和した土地利用の推進や環境にやさしい施設・住宅の普及等の環境に配慮した都市づくりを進めていきます。

4) 多様な暮らしが楽しめる都市づくり

本市は長期にわたり人口増加を続けてきました。これは、その時代にあった市街地づくりを進めてきたことが要因のひとつです。このため本市には、その時代ごとに様々な市街地環境が形成され、これが地域の個性となっています。今後は、本市が有する田園都市構造と地域ごとの様々な個性を活かすとともにICTを活用しながら、幅広いライフスタイルを楽しめる住環境を形成していきます。

5) 発展する産業を支える都市づくり

本市はかつて田園における米作等が盛んでしたが、近年では、シャインマスカットやいちじく、はちみつ等の新たな地場産品も生産を拡大しております。また、住宅市街地の拡大にあわせて立地した商業・業務等の機能も充実するとともに、工業・流通機能の拡大も進んでおり、産業の多様化が進んでいます。このような多様な産業を支えていくため、適正な土地利用の維持転換や物流を支える幹線道路網の構築を図っていきます。

6) 多様な主体との連携による都市づくり

都市問題や価値観が多様化・高度化する現代においては、行政や市民はもちろんのこと、民間企業や教育機関等の多様な主体による都市づくりが重要です。特に、魅力的な都市づくりにおいて重要な付加価値の創出にあたっては、民間による取組みが欠かせません。本市においては、市民はもちろんのこと、様々な主体との連携の下で都市づくりに取り組んでいきます。

7) 誰もが安全に暮らせる都市づくり

全国的に豪雨時における災害が頻発化するなか、本市においても豪雨時における道路冠水等が一部の地域で見られます。また、本市は山林と接して市街地や集落が形成されているため、土砂災害による被害が懸念される地域も見られます。これらの地域については、順次、適切な安全対策を検討・推進するなど、誰もが安全に暮らせる都市づくりを推進します。

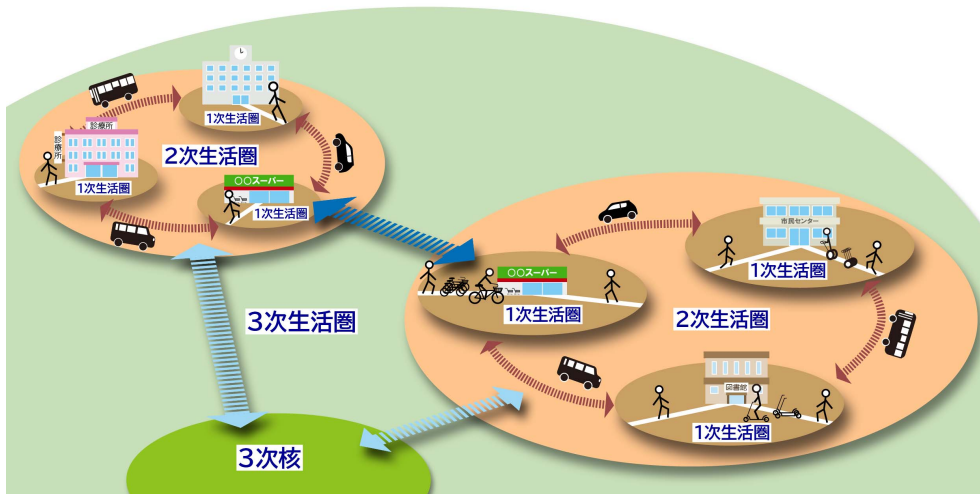
(3) 将来都市構造

① 富谷市の生活圏の考え方

本市は、主に住宅団地の整備に連動した都市づくりを進めてきたことから、住宅団地を基本とした身近な生活圏が形成されています。さらに、立地する都市機能によっては、より広域の生活圏を形成しているものも見られます。このような現状認識の下、本市の市民生活圏は以下のように整理することができます。

生活圏の種類	各生活圏の特性
1次生活圏（主に団地単位）	毎日の通学（小学校）や毎日の買い物・通院等、最も頻繁で身近な生活行為が展開される生活圏
2次生活圏（主に地域単位）	週に一度の買物（日用品のまとめ買いや買い回り品等）・通院や公益サービスの享受等が展開される生活圏
3次生活圏（都市外も含む）	月に一度の買物（買い回り品等）サービスの享受等が展開される生活圏

＜富谷市の生活圏のイメージ＞



② 富谷市の市街地形成の考え方

将来都市構造を設定する上で、本市の将来的な市街地形成の考え方を以下のように設定します。

市街地・拠点の種類	形成の考え方
住宅市街地	全国的な人口減少社会の到来を背景として、今後の住宅市街地は、地域の特性に応じた環境整備や維持管理に重点を置く。
商工業市街地	社会情勢の変化に応じて既存機能の更新や新規整備・拡大を適宜行っていく。

③ 将来都市構造

本市の将来都市構造は、都市機能の集積や地域資源の活用を図っていく「拠点」、土地利用を計画的に推進していく「ゾーン」、そしてそれらを連結し相互の連携や活性化を図る「軸」の3つの要素で構成します。

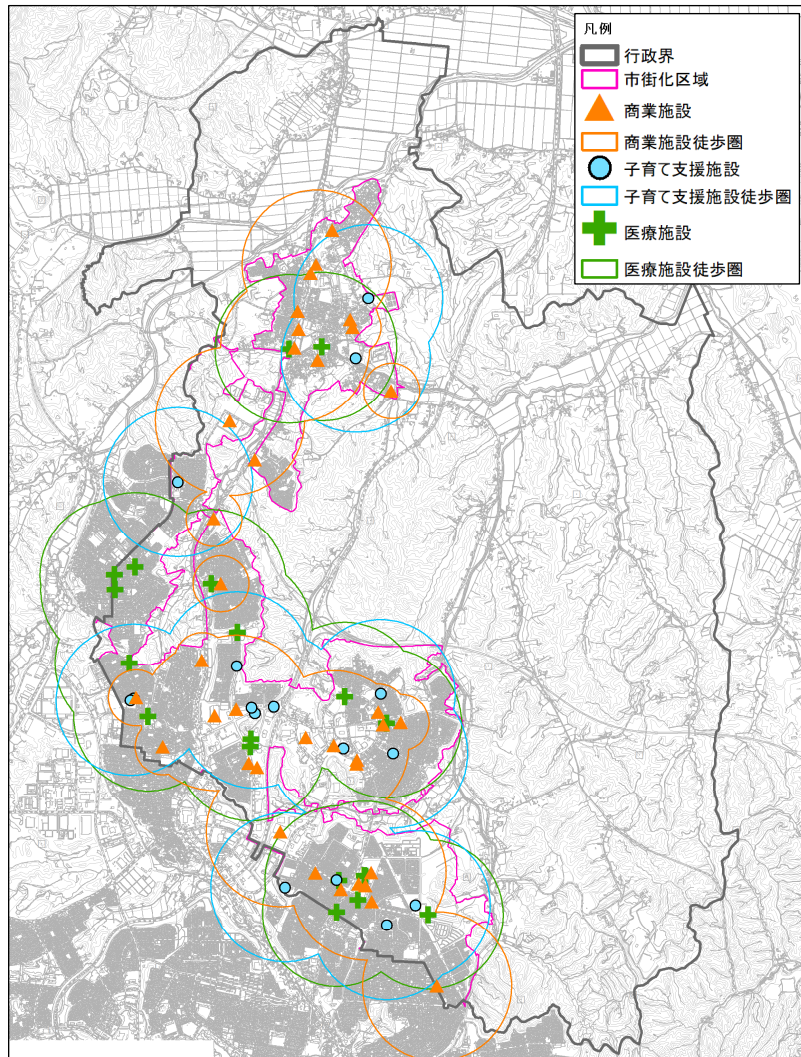
<都市構造の設定の考え方>

【拠点】

本市の将来都市構造の拠点は、上位関連計画、現状の都市機能分布、土地利用状況などから設定します。

<拠点設定の参考資料>

- ・仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「主要用途の配置の方針」(P10 参照)
- ・富谷市公共交通ランドデザイン「交通体系の将来像」(P11 参照)
- ・都市機能分布



子育て施設：市立保育所・認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所
医療施設：病院・診療所のうち内科と小児科を含むもの
商業施設：スーパー・コンビニ・ドラッグストア

都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の暮らしの魅力を牽引する場として拠点機能の向上を目指す ⇒上位関連計画の位置付けや都市機能の集積状況、主要な公共交通の運行、良好な基盤整備状況を踏まえ、成田・大清水・明石台地区に設定。
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市街地の歴史・文化を活かした観光拠点として、また、行政サービスを提供する拠点としての役割を担う場を目指す ⇒上位関連計画の位置付けや都市機能の集積状況、主要な公共交通の運行、歴史・文化的な特性を踏まえ、しんまち地区に設定。
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活の中心として、身近な生活サービスを提供する場を目指す ⇒良好な基盤整備状況を踏まえ、都市拠点、中心拠点以外の住宅市街地の中心部に設定。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の雇用・産業活力を支える拠点をを目指す ⇒成田地区や高屋敷地区の既存工業団地及び成田二期北地区に設定。
集落中心	<ul style="list-style-type: none"> ・集落部のコミュニティの中心として、また、自然環境を守り、利用するための役割を目指す ⇒集落住民が地域活動等において集まりやすい場所として、集落部の集会所周辺に設定。

【ゾーン】

住環境向上住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点周辺の市街地を「住環境向上住宅地」として位置付け、現在の高い利便性に加えて新たな暮らしの魅力を創出し、子どもからお年寄りまで誰もが豊かに暮らし続けられる市街地の形成を目指す。
文化・住環境循環市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点周辺の市街地を「文化・住環境循環市街地」として位置付け、多様な世代・属性の人々が思い思いに暮らす市街地の形成を目指す。
住環境循環住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点周辺の市街地を「住環境循環型住宅地」として位置付け、現在の良好な住環境を活用し、ファミリー層を中心とした居住が循環する市街地の維持を目指す。
工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・成田地区、高屋敷地区の既存工業及び成田二期北地区を「工業地」として位置付け、本市の産業の集積を図る。
自然利活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市北部から東部にかけて広がる田園地帯及び里山を「自然利活用ゾーン」として設定し、優良農地等の保全・活用を図る。
自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市東部に広がる森林地帯を「自然環境保全ゾーン」として設定し、良好な森林環境の保全を図る。

【軸】

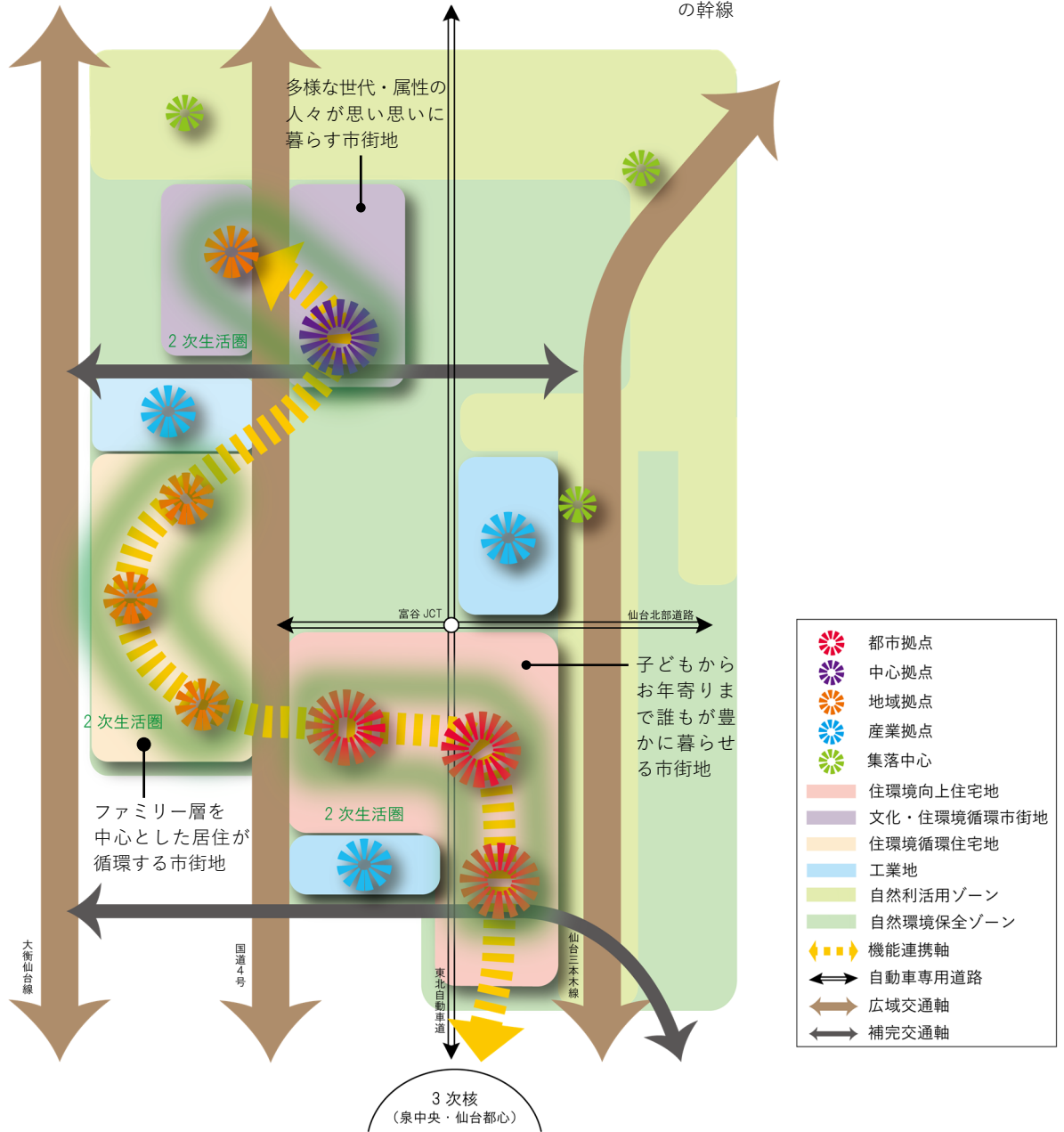
機能連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点、中心拠点、地域拠点間を結び、各拠点が有する機能を相互に補完する軸を「機能連携軸」として設定。
広域交通軸、補完交通軸	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の背骨となる骨格を形成するとともに、富谷市以北と以南の都市・都市圏を結び広域的な人の移動・物流を支える交通軸を「広域交通軸」として設定。また、本市の市街地の骨格であり、東西方向の人の移動・物流を主に支え広域交通軸を補完する主要幹線及び拠点間を半環状に接続し国道4号（広域交通軸）への円滑な交通処理を担う幹線を「補完交通軸」として設定。

<本市の将来都市構造図>

仙台市と
黒川都市圏を結ぶ
都市圏内の幹線

広域的な人の移動・
物流を担う幹線

国道4号等を補完し、仙台市
と大崎都市圏を結ぶ都市圏内
の幹線



2 部門別方針

(1) 土地利用

① 現状

良好な自然環境を保全しながら、面整備による計画的な市街地形成が行われたことにより、コンパクトな市域の中に都市と自然が融合しています。

■自然的土地利用

市東部を中心に市街地を取り囲むように森林が広がっており、市北部には農地が広がっています。

これらの自然が無秩序な開発による市街化を抑制する役割を果たしています。

■市街地整備

本市内では、これまで土地区画整理事業が 14 件、計 842.5ha、5ha 以上の大規模開発が 9 件、計 231.9ha と、大規模な面整備事業による市街地整備が行われてきました。

東向陽台、鷹乃杜、太子堂、富ヶ丘は整備から 50 年が経過、あけの平、ひより台、とちの木は整備から 40 年が経過しています。

現在、明石台東地区、成田二期東地区で住宅地の開発、成田南地区、高屋敷西地区で工業地の開発が進んでいます。

■市街地環境

住宅系市街地は、面整備によって整備された良好な住環境が形成されています。

本市の空き家率は 4.4%であり、宮城県平均の 11.9%と比較して極めて少ない状況となっています。

商業系市街地は、成田、大清水、国道 4 号沿道に大規模な商業施設が立地するとともに、各団地には、身近な商業施設が立地しています。

工業系市街地は、国道 4 号や仙台北部道路等の交通利便性を生かした工業地が整備されています。

② 目指す方向性

1) 田園都市としてのバランスが取れた土地利用を目指します。

本市の魅力である豊かな自然と良好な市街地とのバランスが取れた土地利用計画を推進し、持続可能な田園都市の形成を実現します。

2) 安全で安心な土地利用を目指します。

面整備によって形成された良好な住環境を最大限生かしながら、災害の恐れのある区域の市街化を抑制することにより安全で安心な土地利用を推進し、「住みたくなるまち日本一」の実現に向け取り組みます。

③ 基本的な方針

■機能集約型の土地利用の促進

自然環境や優良農地などとのバランスを図りながら、持続可能な田園都市としての発展を推進する計画的な土地利用を進めるため、商業・業務、観光、工業、その他公共公益施設等の機能を集約した効率的な土地利用を促進します。

〈施策の方針〉

- 商業・業務：集積している既存の商業・業務の機能の維持・転換
暮らしの質を高める都市機能の誘導
- 観光：歴史・文化を活かした多様な交流機能の誘導
都市計画道路の整備と連動した地域の活性化方策の検討
- 工業：工業・流通業務機能の誘致
広域交通網の高い利便性を生かした工業地の計画的な整備
- その他：公共公益施設の適正な配置・整備

■自然的土地利用の維持・保全・活用

本市は市街地を取り囲むように森林や農地が広がっており、田園都市を構成する貴重な資源であることから、それら自然的土地利用の維持・保全に取り組みます。

また、本市では都市化の進展と産業構造の変化に伴い、農業の担い手の高齢化と後継者不足が深刻化していますが、一方で本市を代表する特産品のブルーベリーやはちみつは、生産量の拡大による更なるブランド化が期待されるなど、農業に対するニーズが高まっており、新たな誇りを育む資源としての農地活用が求められています。

そのため、自然的土地利用を維持・保全することに加え、農地や森林を積極的に活用し、まちづくりに生かしていきます。

〈施策の方針〉

- 優良農地の保全
- 地域計画（人・農地プラン）と連携した農地及び地域農業環境づくり
- 市街地近郊農地の活用
- 森林資源の維持・保全
- 市民農園を活用した交流の促進
- 動植物等に配慮した市街地の環境づくり

■良好な住環境の形成

本市では産業立地等に伴う将来的な住宅需要を見据え、緑豊かな自然とのバランスを図りながら、快適で利便性の高い新たな住宅地の整備に取り組みます。また、安全・安心に配慮した身近な生活空間や市民、企業等との協働による潤いのある都市景観の形成など、魅力ある居住環境の整備を進めます。

また、2050年のゼロカーボン（脱炭素）を実現するため、業務部門や家庭部門において、省エネ性能の高い設備・機器の導入や、ZEB、HEMSの導入を促進します。

〈施策の方針〉

- 利便性の高い良好な住宅地の供給推進
- 快適で魅力的な居住環境の形成
- 地区計画の指定や緑化促進による良好な景観の形成
- ZEB・HEMSの導入促進

■既存ストックの有効活用

本市が人口ビジョンに掲げる将来人口の確保を目指し、市街化区域内の低・未利用地を活用した居住の誘導を図ります。

市内空き家の適正管理を所有者に促し、市内の景観や防犯性の向上に努めるとともに、所有者や民間事業者との連携を図りながら、様々な取組みを行っていきます。

2050年のゼロカーボン（脱炭素）の実現を見据え、太陽光発電の導入をより促進するために、市保有の未利用地などを中心に太陽光発電の導入を促進します。

〈施策の方針〉

- 低・未利用地を活用した居住の誘導
- 空き家対策の推進
- 未利用地への太陽光発電導入促進

■環境負荷に配慮した土地利用の促進

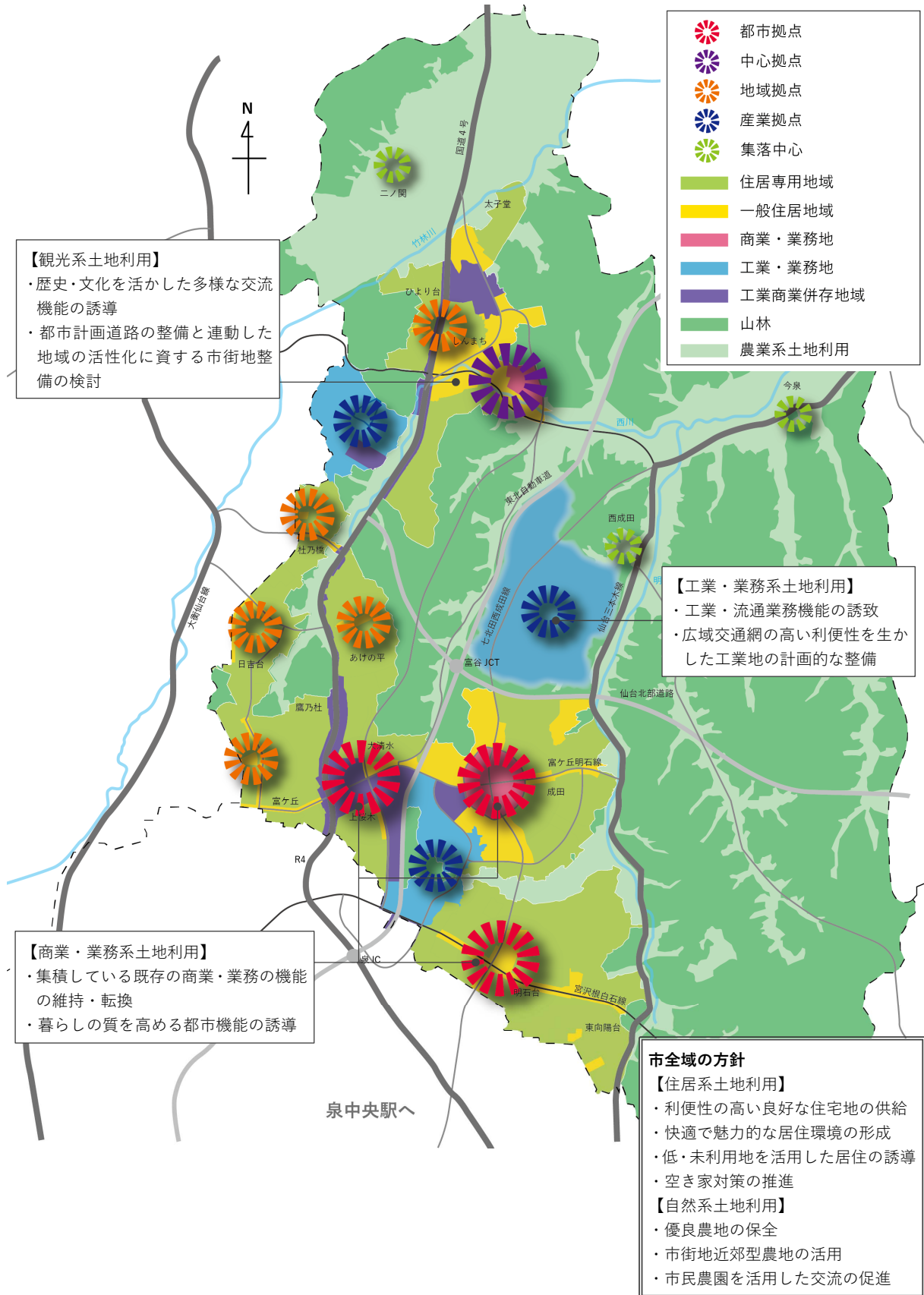
2050年のゼロカーボン（脱炭素）を実現するため、公共施設などを中心に、PPA 事業による自家消費型の太陽光発電の導入を推進します。また、環境に配慮した住宅・発電設備の普及に努めます。

太陽光発電のポテンシャルの79%を占める農地を活用し、営農と両立した太陽光発電の導入を促進します。

〈施策の方針〉

- 公共施設での PPA モデル導入促進
- 環境に配慮した住宅・発電設備の普及
- 営農型太陽光発電事業の導入促進

<土地利用の方針図>



(2) 都市施設

① 現状

■都市計画道路

本市の都市計画道路の整備率は、75.5%です。

国道幹線、熊谷小野線、熊谷前河原線、富ヶ丘明石線、成田環状1号線、成田西部線、成田環状2号線、仙台北幹線は全区間が整備済、穀田三ノ関線は未整備区間の整備を実施しています。

宮沢根白石線、富谷西成田線、七北田西成田線、穀田大沢線は一部区間が未整備となっています。

■幹線道路網

市以北と以南の都市を結ぶ国道4号、一般県道大衡仙台線、主要地方道仙台三本木線と自動車専用道路の東北自動車道、仙台北部道路により幹線道路網が形成されています。

■生活道路

団地において幅員6mを基本とした道路が整備されています。

旧市街地で狭幅員道路がみられます。

■下水道（污水）

本市の下水道（污水）の人口普及率は96.9%となっています。

本市が管理する下水道施設のうち整備後31年以上が経過する下水道施設は全体の41%となっています。

② 目指す方向性

1) 市域全体での交流・循環の土台となる道路ネットワークの充実・強化を目指します。

本市における市街地間や市街地と集落間での交流・循環の土台となる道路ネットワークの充実・強化を推進し、生活環境の利便性向上を実現します。

2) 安全で安心な身近な道路の確保を目指します。

誰もが安全・安心に利用できる身近な道路の整備を推進し、歩道のバリアフリー化や道路側溝の有蓋化等により人にやさしい道づくりを実現します。

3) 安定して持続可能な上下水道施設の確保を目指します。

日常的に安全・安心に利用できることはもちろん、地震等災害時でも安定して利用できる耐震性に優れた上下水道施設の確保を推進し、快適な居住環境を実現します。

③ 基本的な方針

■幹線道路ネットワークの整備・検証

東北自動車道や県道など、本市に関連する広域幹線道路ネットワーク機能を充実するため、富谷 JCT のフルジャンクション化などを引き続き関係機関に働きかけます。また、周辺市町及び市内各拠点を結ぶ都市計画道路等の市内幹線道路については、周辺土地利用計画と調整を図りながら必要に応じて見直しを行い、交通の円滑化と利便性の向上を目指して、効果的なネットワークの整備、充実を図ります。

〈施策の方針〉

- 富谷 JCT のフルジャンクション化や一般県道大衡仙台線の未整備区間の整備促進等、広域幹線道路ネットワークの充実
 - 整備を実施中の路線
 - ・ 穀田三ノ関線
 - 整備を検討する路線
 - ・ 富谷西成田線
 - ・ 七北田西成田線
 - 整備を促進する路線
 - ・ 宮沢根白石線
 - 現状の課題と実現性を検証する路線
 - ・ 穀田大沢線

■安全・快適に利用できる道路環境の維持・整備

身近な生活道路の安全性、利便性、快適性の向上を図るため、歩道のバリアフリー化や道路交通安全環境の充実、道路側溝の有蓋化、適切な除融雪に努め、人にやさしい道づくりを進めていきます。

安全な交通環境を維持するため、常に状況把握に努め、状況に応じた迅速な対応を図るとともに、幹線道路については、路面性状調査等の実施により計画的な補修・修繕を実施し、安全な道路環境を確保していきます。

生活空間に潤いをもたらす道路景観の形成など、道路の多面的機能を十分に活かしながら、環境にも配慮した道づくりを推進します。

〈施策の方針〉

- 身近な生活道路の安全性、利便性、快適性の向上
- 団地間を結ぶ交通環境の改善
- 協働も含めた道路等の適切な維持管理の推進
- 自転車利用環境の整備
- 生活に潤いをもたらす道路景観の形成

■長期的な観点の上下水道施設の維持・運営

上水道施設は、水質管理の徹底を図るとともに、上水道の安定供給に向けて適切な水道施設の維持管理に努めます。将来にわたって適切な負担で安定的に供給できるよう、経営や技術の継承など、運営基盤の適正化を進めます。

下水道施設の保守点検、老朽管改修等の適切な維持管理を行い、円滑な排水処理と施設の延命化を進めるとともに、被災時や緊急時にも適正かつ迅速に対応するため、関係機関との連携を図るなど、体制の充実を図ります。

〈施策の方針〉

- 安全で安心な上水道の安定供給
- 計画的な施設調査の実施
- 上下水道施設の適切な維持管理の推進

■災害に強い上下水道施設の整備・更新

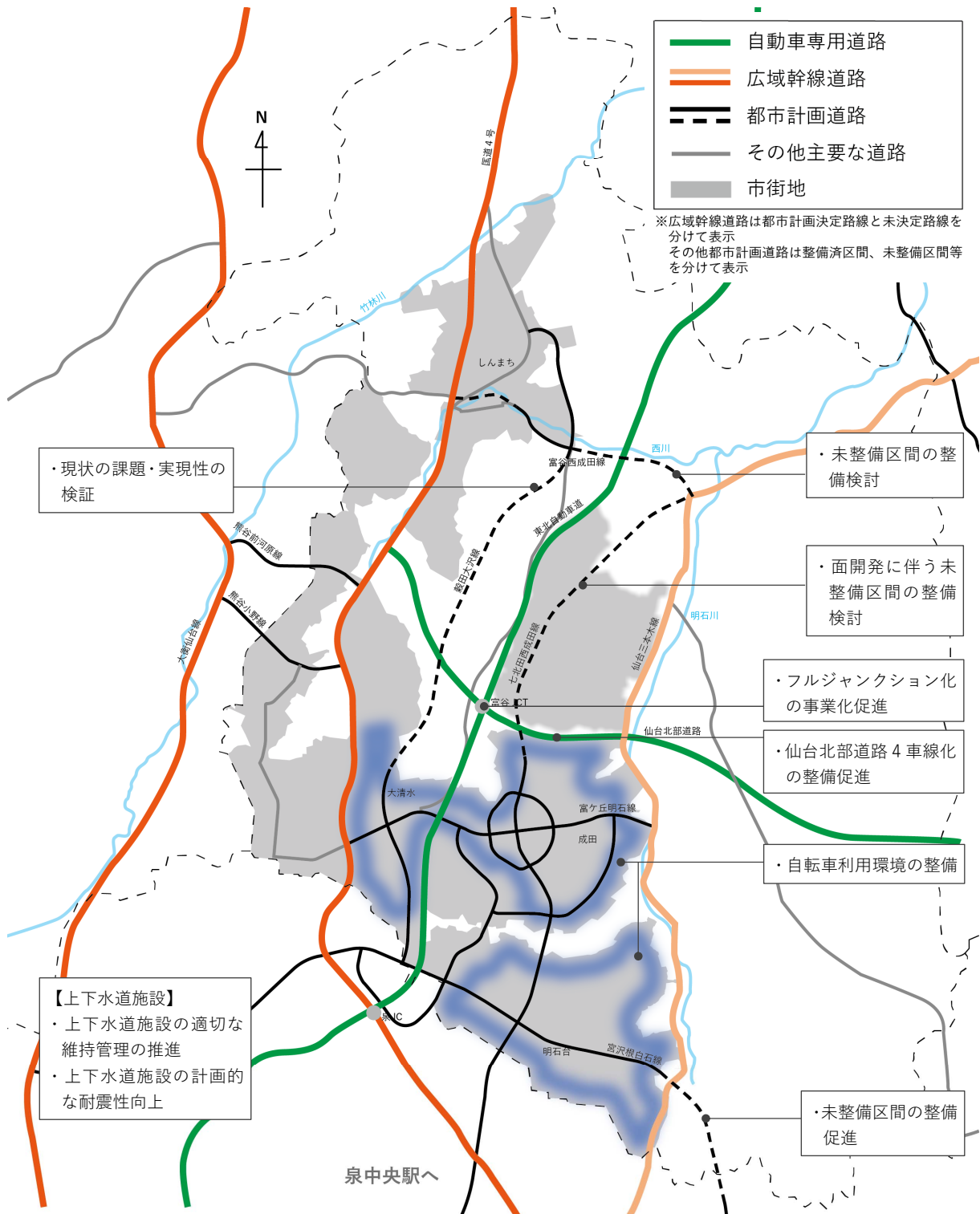
計画的な施設の耐震化、災害時に対応できる強靱な上下水道施設の整備・更新を進めます。

地震等による被災時や緊急時にも迅速な給水や早期復旧が可能となるよう、給水体制の充実を図ります。

〈施策の方針〉

- 安全で安心な上水道の安定供給
- 被災時や緊急時における上下水道の復旧体制の充実
- 上下水道施設の計画的な耐震化工事の実施

<都市施設の方針図>



(3) みどり

① 現状

■都市計画公園・緑道

本市の都市計画公園は、街区公園が 48 箇所、近隣公園が 5 箇所、緑道が 1 箇所、計 22.5ha が整備済となっています。

■その他の都市公園等

本市の都市計画決定されていない都市公園等は 39 箇所、計 43.7ha が整備済となっています。

■自然環境

本市の北部及び東部は農地が広がり、1,258ha が農業振興地域に指定されています。

本市の東部は山林が広がり、その一部が県民の森緑地環境保全地域に指定されています。

■河川

本市内を流れる河川は、一級河川が西川、明石川、長柴川、板坂川、竹林川、宮床川の 6 河川、準用河川が沼田川、苅又川、小野目川、穀田川の 4 河川となっています。

② 目指す方向性

1) 田園都市として、みどりを積極的に取り込んだ都市づくりを目指します。

大規模公園や身近な公園・緑地の充実を推進し、田園都市として、潤いと安らぎを誇る緑豊かな居住環境の創出を実現します。

2) 緑豊かな自然環境を未来につなげることを目指します。

本市の重要な資源である緑豊かな自然環境を次世代に継承していくため、適切な維持管理を推進し、持続可能な田園都市を未来につなげます。

③ 基本的な方針

■市民のレクリエーション拠点となる大規模公園の整備・活用

環境保全、景観向上、防災対策等の観点から公園機能の充実に努めるとともに、市民の憩いの場や交流の場、健康づくりの場として広く活用されるよう、ニーズに応じた公園や緑地の整備を進めます。

レクリエーション拠点施設である大亀山森林公園は、豊かな自然との調和を図りながら、園内の環境整備と施設等の適正な維持管理に努め、緑豊かな自然環境を活かした公園機能の充実に努め、レクリエーションなどの拠点として有効利用を推進します。

総合運動公園は、スポーツ施設の中核として有効利用を図ります。

〈施策の方針〉

- 大亀山森林公園：レクリエーション拠点として有効利用
園内の環境整備、施設等の適正な維持管理を推進
- 総合運動公園：スポーツ施設の中核として有効利用
老朽化した施設の計画的な維持管理
新たなスポーツニーズに対応した施設の整備促進
- パークゴルフ場：「やすらぎパークとみや」の計画的な整備及び適切な維持管理

■身近な公園・緑地の維持・更新・活用

既存の公園については、遊具等の施設の補修や更新、樹木の剪定等を計画的に進め、誰もが安全かつ快適に利用できるよう維持管理に努めます。

〈施策の方針〉

- 市民の健康・レクリエーションを推進する公園機能の充実と適切な維持管理
- 面開発に伴う公園・緑地の整備
- ニーズの変化に応じた公園施設の更新
- 協働による公園・緑地の維持管理の推進
- 地域コミュニティの維持、活性化を促進する公園・緑地の活用

■良好な自然環境の保全・利活用

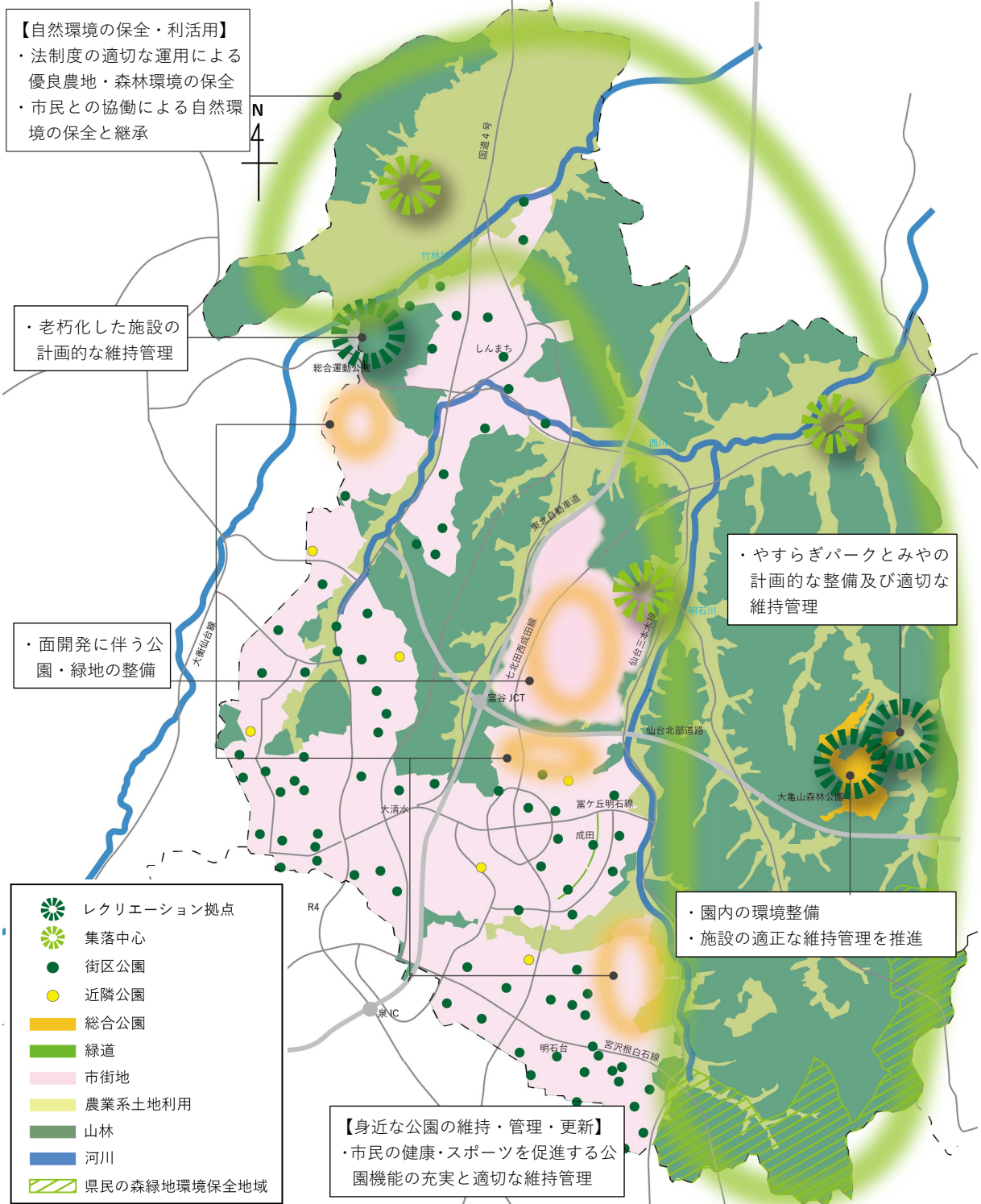
森林等の豊かな自然環境を活かし、自然とふれあえる場の創出に取り組みながら、適切に保全していきます。また、農地は、優良農地の保全、利用を推進するほか、農業のレクリエーションニーズに対応する活用を検討していきます。

河川等の水辺は、生活排水等の流入の抑制やごみの不法投棄の防止を図り、環境保全に努めていきます。

〈施策の方針〉

- 法制度の適切な運用による優良農地の保全
- 法制度の適切な運用による森林環境の保全
- 市民との協働による自然環境の保全と継承
- レクリエーション農園や自然環境を活かした自然とふれあえる場の創出
- 地区計画制度の運用による自然環境の保全
- 水辺空間の有効活用

<みどりの方針図>



(4) 公共交通

① 現状

■公共交通の運行・利用状況

現在、民間路線バスが市内各地と仙台市方面を結ぶ路線を、市民バスが市内各地と市役所を結ぶ路線等を運行しています。民間路線バスは泉中央駅から成田方面が97本/日、明石台方面が95本/日、富ヶ丘方面が70本/日運行しています。

市民バスの年間利用者数は増加傾向であり、令和4年度の利用者数は91,652人です。市民バスの利用者の約8割が70歳以上、障がい者、免許返納の60歳以上が占めています。

■交通混雑の発生状況

国道4号は通勤時間帯に慢性的な混雑が発生しています。

市外への通勤・通学の移動時のマイカー利用が約67%となっています。

② 目指す方向性

1) さまざまな選択肢のある環境負荷の少ない交通環境の実現を目指します。

さまざまな移動の場面で、多様な交通手段が選択できる交通環境を整備し、渋滞・事故・環境悪化などの問題が少ない「安全で環境への負荷の小さいまち」を実現します。

2) あらゆる世代の人がいきいきと活動できる交通環境の実現を目指します。

本市で暮らす人・働く人・訪れる人の誰もが、不便・不快と感ずることなく移動ができる交通環境を整え、「あらゆる世代の人がいきいきと活動できるまち」を実現します。

3) 都市部、郊外部にすばやくアクセスできる交通環境の実現を目指します。

多様な魅力を持つ周辺都市へのアクセスの利便性を高め、様々なライフスタイルの人が生活の拠点とすることができる「魅力のあるまち」を実現します。

③ 基本的な方針

■ 幹線交通の強化

周辺都市へのアクセス利便性を高めるとともに、多様な交通手段が選択できる交通環境の実現に向けて、新たな基幹公共交通の導入を目指すとともに、これにあわせた公共交通網の再編を行います。

〈施策の方針〉

- 新たな基幹公共交通の整備検討
- 基幹交通の拠点となる交通結節施設の整備
- バス路線網の再編
- 公共交通の速達性・定時性向上に資する都市計画道路の整備

■ フィーダー交通の充実

幹線交通へのアクセス利便性を高めるとともに、公共交通以外に移動手段をもたない人々などの移動をサポートするため、市全域におけるきめ細かな交通サービスの提供を目指します。

〈施策の方針〉

- 市民バスの再編
- パーク・アンド・ライド用駐車場の整備
- 短距離移動を支援する新たな交通の導入
- 自転車利用環境の整備

■ 公共交通利用のしやすさの向上

上記の公共交通の強化・充実による効果を最大限に発揮できるよう、利用料の改善等により公共交通の利用しやすさの向上を図ります。

〈施策の方針〉

- 共通運賃・乗り継ぎ割引の導入
- 公共交通利用料金の補助

■移動しやすい交通環境の整備

あらゆる世代の人が様々な場面で不自由を感じることなく移動ができる環境の形成を目指して、車両や歩行者空間など交通のバリアフリー化を推進します。

〈施策の方針〉

- バス車両や歩行者空間のバリアフリー化

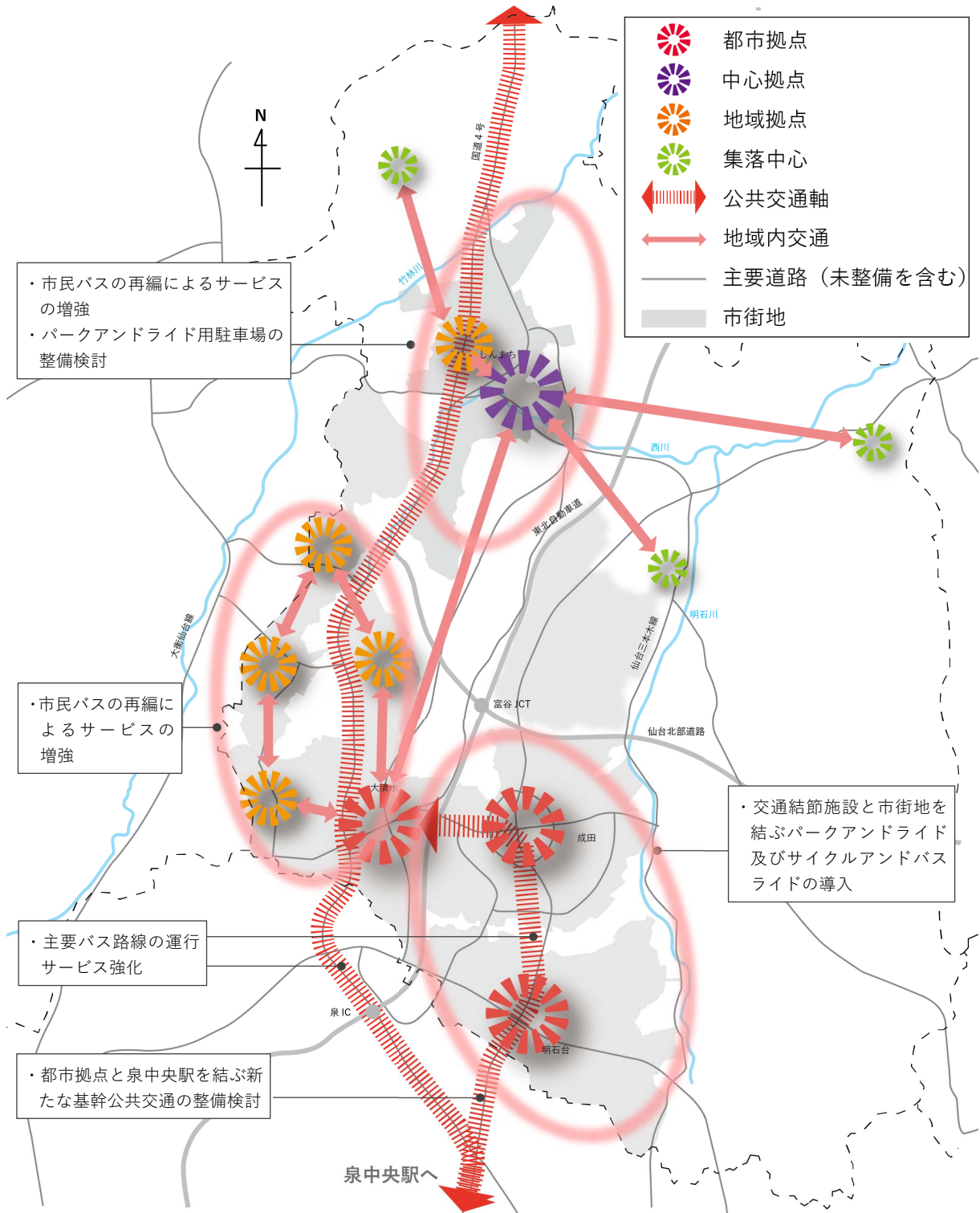
■環境負荷の軽減に向けて

環境負荷の小さい快適で魅力なまちの形成を目指し、上記の交通施策の推進にあわせて環境負荷軽減に向けた市民への啓発活動や、低炭素車両の普及促進活動等に取り組みます。

〈施策の方針〉

- 公共交通利用に係る啓発及び低炭素型まちづくりの推進
- 燃料電池（FC）バスの活用

＜公共交通の方針図＞



(5) 防災

① 現状

■土砂災害

ひより台、とちの木、あけの平、富ヶ丘、鷹乃杜等の一部が土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されています。

また、東向陽台の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

■水害

西川や明石川周辺が家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。

市街地及びその周辺において、令和元年東日本台風で浸水被害が発生しました。

令和元年東日本台風により、一部の道路において冠水被害が発生しました。

市街化調整区域の農地等で3.0m以上の浸水が想定されます。

■地震

宮城県沖地震では、市北部、しんまち、富ヶ丘、東向陽台で震度6弱が予想されます。

長町一利府断層帯の地震では、市南部及び東部で震度6弱、東向陽台で震度6強が予想されます。

② 目指す方向性

1) 不測の事態でも安心できるまちづくりを目指します。

地震等の災害時でも被害を最小化し、迅速な対応が可能な防災基盤を整備し、自助・共助・公助の連携を強化しながら防災力の高いまちづくりを実現します。

2) ハード整備だけでなくソフト面でも防災力の強化を目指します。

ハード面だけでの防災には限界があるため、ハード整備に加えて住民の防災に対する意識向上などのソフト対策を強化し、地域に根ざした安全・安心なまちづくりを実現します。

③ 基本的な方針

■災害に強い道路網の確保

発災後の迅速な復旧を促進するため、緊急輸送道路網の見直しを関係機関に要請するとともに、安全性・信頼性の確保に取り組みます。

橋梁についても耐震性の向上により、災害に強い道路網の確保を進めます。

〈施策の方針〉

- 安全性・信頼性の高い緊急輸送道路の確保
- 公共公益施設の整備に伴う緊急輸送道路網の見直しの促進
- 橋梁の耐震化の推進

■地震に強い市街地の形成

地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び特定建築物、市営住宅について、耐震化を完了しています。また、市民の生活の主たる場である住宅市街地の安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の実施を支援するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀の除却を促進していきます。

〈施策の方針〉

- 倒壊の危険性のあるブロック塀の除去促進
- 木造住宅の耐震診断、耐震改修工事の実施を支援
- 耐震改修未実施の公共建築物の対応推進

■避難施設の機能強化

豪雨等における浸水や土砂災害の被害のおそれがある避難所施設については、安全対策を推進し、安全性の確保された避難所施設ではエネルギーの自立・分散型システムの導入を検討します。

また、安全で迅速な避難行動が可能となるよう、安全な避難路の確保や誘導サインの整備を検討します。

〈施策の方針〉

- 避難所施設の安全確保
- 避難所施設での自立・分散型システムの導入検討
- 安全な避難路の確保
- 誘導サインの整備検討

■減災に向けた取組み強化

早期の避難行動を促し、また、安全で確実な避難行動を促すため、防災マップの整備・周知を行うとともに、多様な通信手段による情報伝達、防災訓練の実施を推進します。

さらに、発災時の被害の拡大を防ぐため、供給体制の強化に努めます。

〈施策の方針〉

- 多様な通信手段を活用した情報伝達体制の整備
- 防災マップの整備、周知
- 被災時の食料・物資供給体制の強化
- 総合防災訓練の実施
- パトロールの実施による現場状況の把握

■地域防災力の強化

防災体制の基礎である地域の防災力を強化するため、地域における防災リーダーの育成を図るとともに、町内会における自主防災組織の立ち上げを支援していきます。

〈施策の方針〉

- 地域の防災リーダー育成を推進
- 町内会における自主防災組織の立ち上げの支援・推進